

令和8年度目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日付け目健高第711号

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区の区域内（以下「区内」という。）で民間の特別養護老人ホームを運営する設置者に対して職員が居住するための宿舎の借上げに係る経費の一部を補助することにより、介護人材の確保及び定着並びに離職防止並びに災害時体制の強化を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 区長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、私人が区内に設置し、及び運営するもの（以下「区内民間特別養護老人ホーム」という。）の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において、この要綱による補助金を交付する。ただし、設置者は、区及び町会・自治会が実施する防災訓練並びに町会・自治会が行う地域活動（以下「防災訓練等地域活動」という。）に区内民間特別養護老人ホームの利用者とともに参加することが可能である者とする。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次条第3号に規定する者が居住するための宿舎を当該設置者又は設置者から宿舎の借り上げに係る委託を受けた事業者（以下「委託業者」という。）が借り上げる際に必要となる賃料、共益費（管理費）、礼金及び更新料等（以下「補助対象経費」という。）とする。

(交付要件)

第4条 補助金の交付の対象となる宿舎は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 設置者又は委託業者が、その区内民間特別養護老人ホームに勤務する第3号規定する者を居住させるために賃貸借契約を締結し、借り上げていること。ただし、当該設置者又は委託業者の利害関係者が所有するものを除く。
- (2) 当該宿舎に居住する職員が勤務する区内民間特別養護老人ホームからおおむね半径4km以内にあること。ただし、適切な宿舎がこの範囲にない場合は、この限りでない。
- (3) 次の要件を全て満たす者が入居していること。
 - ア 常勤職員（勤務する区内民間特別養護老人ホームの就業規則に定める常勤職員に係る基準を満たす者であって、その設置者と期間の定めのない雇用契約を締結しているものをいう。）のうち、介護職員、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員、介護支援専門員、栄養士、又は管理栄養士であること。
 - イ 設置者との間で当該宿舎に係る入居契約を締結していること。
 - ウ 採用された日から起算して7年以内であること。
 - エ 主として当該区内民間特別養護老人ホームの勤務による収入によって生計を維持していること。

オ 本人及びその同居人が本事業と趣旨を同じくする事業による補助金又は住居手当等を支給されていないこと。

カ 災害時に区内の高齢福祉施設の福祉避難所の運営に助言を行う等の協力が可能であること。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、設置者又は委託業者が第3条に規定する宿舍を借り上げた期間とする。ただし、借上げ期間と入居期間が異なる場合は、住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等）に基づいて判断するものとする。

(補助金の交付額)

第6条 宿舍1戸当たりの月額補助金の交付額は、補助基準額60,000円と設置者又は委託業者が支払った1月当たりの補助対象経費から、当該宿舍の入居者から徴収した1月当たりの宿舍使用料を減じた額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、令和8年8月31日までに、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援事業計画書（別記第2号様式）、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援収支予算書（別記第3号様式）、その他関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新規に開設する施設に係る申請については、区長が別に定める期間内に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 区長は、前条の規定による交付申請を受けた場合において、当該申請を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により当該交付申請を行った申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事情の変更等により、その申請の内容を変更するときは、令和9年2月26日までに、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援事業計画書（変更）（別記第6号様式）、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援事業収支予算書（変更）（別記第7号様式）その他関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する変更申請を受けた場合において、当該申請を適当と認めるときは、補助金の交付額の変更を決定し、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舍借上げ支援事業補助金変

更交付決定通知書（別記第 8 号様式）を当該交付決定者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第 10 条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象経費を負担しないこととなったとき。
- (4) 前 3 号のほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令（区の条例、規則その他規程を含む。）に基づく命令に違反したとき。

（事業実績報告及び請求）

第 11 条 交付決定者は、令和 9 年 3 月 31 日までに、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舎借上げ支援事業補助金実績報告書（別記第 9 号様式）に、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舎借上げ支援事業実績額内訳書（別記第 10 号様式）、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舎借上げ支援事業収支決算書（別記第 11 号様式）、防災訓練等地域活動報告書（別記第 12 号様式）その他関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、補助金の支給に係る職員に支払った給与明細の写し及び補助対象経費の領収書の写し等を添付しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 条 区長は、前条の規定により実績報告及び請求を受けた場合において、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、目黒区民間特別養護老人ホーム介護職員宿舎借上げ支援事業補助金確定通知書（別記第 13 号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 区長は、第 10 条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（事業実施状況報告）

第 14 条 区長は、補助金の円滑適正な執行を図るため、設置者に事業の実施状況に関し報告を求めることができる。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、目黒区補助金等交付規則（昭和 43 年 3 月目黒区規則第 6 号）に定めるところによる。

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和９年３月３１日限り、廃止する。